

岐阜市福障号外
令和4年5月11日

指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様
指定障害児通所支援事業所等運営法人 代表者 様

岐阜市福祉部障がい福祉課長

虐待防止委員会及び身体拘束適正化検討委員会の設置等の義務化について（通知）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定及び市の基準条例の改正により、障がい者虐待防止及び身体拘束等の適正化の更なる推進として、令和4年4月1日より下記事項が義務化されております。

各事業所におかれましては、先日通知しました「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（暫定版）」をご活用いただき、適正な運営を行っていただきますようお願いいたします。

記

■新たに義務化された主な内容

- 身体拘束等の適正化： ①従業者への身体拘束等の適正化の研修実施
②身体拘束適正化検討委員会の設置と検討結果の周知徹底
③身体拘束等の適正化のための指針整備
- 障がい者虐待防止： ④従業者への障がい者虐待防止の研修実施
⑤虐待防止委員会の設置と検討結果の周知徹底
⑥虐待防止責任者の設置

■その他留意事項

1、身体拘束等の適正化の義務化と身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束等の適正化について、上記①②③のほかすでに義務化されている項目（やむを得ず拘束した場合における記録義務等）があります。

また、身体拘束廃止未実施減算の時期もサービス・要件ごとに異なります。

詳細については、基準省令及び解釈通知等をご確認ください。

2、虐待防止に関する措置については、運営規程に定めなければならないとされています。

運営規程において「虐待防止に関する措置」を努力義務として書かれている事業者様は、別紙を参考に、令和4年度中に運営規程の改正を順次行ってください。

※当該変更のみの届出は省略できます。他の変更事由が発生した際にあわせて届出してください。

■参考情報

1、虐待防止委員会の概要

虐待防止委員会の役割は次のとおりです。詳細については、基準省令及び解釈通知等をご確認ください。

- 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画（※）づくり、指針の作成）
- 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

（※）例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

また、虐待防止のための研修については、例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>）や全国社会福祉協議会が作成した「障害者虐待防止研修のためのガイドブック（令和4年1月）」を活用することなどが考えられます。

<虐待防止委員会に関する留意事項>

- ・虐待防止担当者（必置）を決めてください。
- ・虐待防止委員会は事業所単位でも法人単位でも設置が可能です。
- ・虐待防止委員会の開催に必要な最低人数はありませんが、管理者や虐待防止担当者が参画する必要があります。
- ・虐待防止委員会は少なくとも1年に1回は開催する必要があります。
- ・虐待防止委員会と身体拘束等適正化検討委員会は一体的に設置・運営することが可能です。

2、小規模事業所におかれましては、「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（暫定版）」18～20 ページに小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイントがまとめられていますのでご確認ください。

3、令和3年7月28日に開催しました岐阜市障害者総合支援協議会第1回専門部会において、令和4年度からの虐待防止委員会設置義務化を踏まえ、市内2法人から障がい者虐待防止の取り組み状況を報告していただいておりますので、今後の取り組みの参考にしてください。

○令和3年7月28日（水曜日）午後2時から3時30分

テーマ：障がい者虐待防止について

<https://www.city.gifu.lg.jp/info/seisaku/1006596/1006632/1012619.html>

担 当	福祉部 障がい福祉課 指導係
電 話	058-214-2136（ダイヤルイン）
FAX	058-265-7613
E-mail	fj-shougai@city.gifu.gifu.jp